

令和2年第6回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和2年4月22日(水)午前9時30分
2. 開 会 令和2年4月22日(水)午前9時30分
3. 閉 会 令和2年4月22日(水)午前10時40分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
尾崎 靖二教育長職務代理者
亥埜 誠治委員
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長兼教育総務室長・和久田寿樹 学校教育部長・足立多恵 学校教育部長・竹田和之 生涯学習推進部長・西井大介 教育総務室長代理・今井靖志 学校教育部長次長・本多章博 生涯学習推進部長次長・殿山泰央 まなび舎整備課長・花田睦美 学務保健課長・寺本憲昭 学校給食センター所長・大隅昌之 指導課長・仁木裕美 まなび未来課長・福田美樹 社会教育課長・真鍋成史 社会教育課長・木村浩幸 青少年育成課長・平井正喜 図書館館長・川村光子 図書館課長
6. 議事日程

日程 1	会議録署名委員指名
日程 2	会議時間決定
日程 3	報告第 3号 教育長の報告について
	議案第21号 交野市立青年の家条例施行規則の一部を改正する規則について
	議案第22号 交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について
	議案第23号 交野市星田西体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について

- 議案第24号 交野市立総合体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第25号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて
- 議案第26号 交野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第27号 交野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第28号 交野市学校教育審議会委員及び臨時委員の任命について

7. 議事内容

北田教育長

皆さん、おはようございます。

只今から、令和2年第6回教育委員会定例会を開催したいと思います。

開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いします。

西井室長代理

本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。
本日は、傍聴希望がございますので、事務局準備をよろしくお
願いいたします。

それでは只今から、令和2年第6回教育委員会定例会を開催い
たします。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議
規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろし
いでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、長谷川委員を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいて
よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、新型コロナウイルス感染拡大防止の
観点から、協議会も含め只今から午前10時30分までといたし
ます。

続きまして、日程3 報告第3号「教育長の報告について」を
議題といたします。

まず、報告事項1「新型コロナウイルス感染症に関する状況に
ついて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

大湾教育次長 新型コロナウイルス感染症に関する状況について、全体を私の
ほうからご説明させていただきます。その後、学校教育に関する

状況につきましては足立部長のほうから、また社会教育施設と放課後児童会等につきましては、竹田部長のほうからご説明させていただきます。

まず、全体像といたしましては、主に4月以降の状況ということでご報告させていただきます。いま現在交野市内では、10名の感染が確認されている状況でございます。4月に入りまして、4月3日の時点では新学期につきましては臨時休業をするものの登校日を週2日設け、給食も実施する予定としておりましたが、4月7日に国のほうから緊急事態宣言が出されまして、これは5月6日までということでございますが、その辺に付きましても再検討が必要となりまして、4月8日に本市の第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしまして、施設につきましては会議室、あるいはグラウンド、これまで開けていた施設につきましては休館する。また学校につきましても5月6日まで臨時休業、これにつきましては登校日は設けないという点での変更になりました。また、4月13日には大阪府のほうから施設等の使用制限の要請が出されまして、国のほうからも最低でも7割、極力8割接触を減らすということでもございましたので、市のほうといたしましても、職員の職務体制ということで、いま現在、在宅勤務等を実施しておりまして、職場から4割の接触を減らすということでの勤務体制を取っているところでございます。また今後、各個人一人ずつに10万円給付されるということもございまして、いま現在、国の補正予算が今後上程されて整理されてくるとお思いますので、それにつきましても議会におきまして早急に対応できますように支援金等の対応を進めたいと思うところでございます。全体といたしましてはそういう動きになりますのでよろしくお願いいたします。

足立部長

続きまして、学校関係についてご報告させていただきます。

この臨時休業期間中の学校及び市教委の対応ということで、ご報告をさせていただきます。

まず、4月13日から15日かけて、新たな学年の教科書や学校・学年便り等、また学習課題等の配布を行いました。原則として小学校は保護者の方に来校いただく、中学校もそうですが保護者のご意向で生徒が来校した場合もございます。なお、その期間中に来校できなかった子どもたちについては家庭訪問にて配布をしているところでございます。子どもが来校した場合については短時間ですが担任と話をしたりですとか、そういったことができたと聞いております。またその間、市教委としましては指導主事がパトロールするという事で、校区内の安全の確認もさせていただきます。

休業中の学習課題等につきましては、基本学校の方で一定期間の課題を作成して配布いたしました。加えて市教委の方といたしまして、問題ベースの家庭向けのプリント配信ということで、本日資料でお配りさせていただいております。東京書籍が作成しているものでございますが、「プリントひろば」というものを配信させていただきました。

小学校は国語と算数、中学校は5教科の問題がデータとしてございまして、使い方といたしましてはご家庭でスマートフォンやパソコンやタブレットなどでアクセスをして、そこから問題を取り込んでご家庭で印刷していただくかたちで学習をするというものでございます。ただ、この中に回答もついていますし、解説も書いています。また、解説の動画チャンネルもありますので、いくつかの内容についてはキャラクターが出てくるんですが、話をしながら、授業とまではいかないですが、そういった内容のものもございまして、子どもたちが自分のやりたい教科や内容というものを、学習できるというものでございます。また、各自でどんなことを学習したかというチェックシートもついていますので、何月何日にこの内容をしたと記録をしていく中で、自分がいつどういうことをしたかというようなチェックもできるようになっております。今月の18日から本格的に開始をさせていただいたんですが、もう一枚の資料がございまして、こちらのほうが

18日から20日で、始めて3日間程度でどのくらいアクセスがあったのかを、お示しさせていただいております。一番上の右に5,811という数字がございますが、これが全小中学校のログイン数で、児童生徒が概ね6,000名ですので、同じ方が2回もということもあるかもしれませんが、多くの児童生徒がアクセスをして学習課題に取り組んでいるということがこの数字からも伺えることができます。なお、中学校1年生に関しては、中学校の内容を配信しただけでは習っていないことばかりになりますので、小学校の問題データベースにもアクセスできるようかたちを取らせていただいております。プリント配信については以上でございます。

それに加えて、資料はございませんがインターネットの授業配信というものを併せて進めさせていただいております。まだ数は少ないんですが、いま動画でアップさせていただいているのは小学校の外国語活動ということで、ALTが本市は6名おりますので、そういった方々も活用しながら慣れ親しむというところで、そういったものを配信させていただいております。今後ですが、教科等を増やして現場の教員にも参加をしていただくかたちで教科を広げて、学年も広げてということを進めていきたいと考えておるところでございます。

この間の学校での主な取組みをいくつかご紹介させていただきますと、どの学校も来週以降、電話連絡を再度する中で、子どもたちの健康状況の把握に努めたいということは聞いております。またこの間、普段できないこと、例えば学校の環境整備ですとか、今後、小小統合を進めていく上で、さまざまな作業を進めていったりですとか、支援を要する子どもたちについての交流をしたりですとか、あとは学校によりますが新たに入ってきた教員に日頃は時間を取って指導するということが難しいという状況がありますのでこの期間に集中して行ったりですとか、外には見えないところで取り組んでいるというような状況でございます。

あと、毎日ホームページを更新したり、学校配信メールで情報

を発信したり、地域パトロールを行っている学校も聞いております。主な取組みは以上でございます。

また、報道等でもございますように図書カードが大阪府のほうで児童生徒に一人あたり 2,000 円配布ということが出ておりましたが、これにつきましてはまだ届いておりませんが、今日辺りから学校に届くというように聞いておりますので、来週以降、ご家庭にお伺いするというような方向でいま進めているというところでございます。ただ、ご家庭に届けるということで、来てもらっては困るというようなご家庭がある場合はお話をした上ではございますが、少しでも子どもの顔を見れたらという教員の思いもございますので、当然マスクの着用やソーシャルディスタンスをきちりと保った上で、感染をしないさせないということは守った上での配布にはなるかと思っております。この取組みについては以上でございます。

あと、先ほど大湾室長からもありましたように、教員のほうも一定、在宅勤務を認めておりますので、学校さまざまですが、ある程度、在宅勤務をさせている学校もあれば、なかなかそうはできないということで、出勤しているという学校もございます。ただ出勤してさまざまな業務をする場合は、3密をしっかりと守ってということを示しているというところでございます。以上でございます。

竹田部長

続きまして、社会教育施設・放課後児童会に関するご報告をさせていただきます。

まず、社会教育施設についてご報告させていただきます。前回3月の定例会でご報告させていただきました以降で変更のあったものについてご説明させていただきます。表の米印の下をご覧ください。

4月1日に国の専門家会議がございました。翌日には大阪府の対策本部会議がございまして、その決定を受けまして、それまで開館をしておりました屋内施設を4月4日から休館としており

ます。4月7日に大阪府に緊急事態宣言が発出されたことを受けまして、4月9日から屋外施設につきましても利用中止としております。従前から休館、事業中止としておりましたものにつきましても5月6日まで延長をしております。図書につきましては、それまでは予約本の受け渡しを窓口でしておりましたが、それも中止をしている状況でございます。社会教育施設に関する報告は以上でございます。

次に、放課後児童会の運営につきましてご説明をさせていただきます。

開会時間でございますが、春休み明け4月8日から5月6日の期間で長期休業時と同様の時間、午前8時から午後6時30分まで開会しております。ただ学校の臨時休業が3月2日に開始されました。それ以降、実際は同じかたちで午前8時から午後6時30分まで開会しております。取組みとしましては、入会資格及び会費減免制度の拡充、また休会受付期間の延長を3月から継続して実施しております。

また、保護者に対する登会自粛の要請を継続的に行っております。目的といたしましては感染症拡大防止、市内でも感染症患者が発生しております。また国におきましても接触機会の8割低減要請が出ておりますので、児童、指導員が感染するリスクをできるだけ減らしたいという思いで、継続して登会自粛の要請を行っております。

指導員の負担軽減ですが、3月の下旬からフルで勤務をしていただいております。体力的にも精神的にも疲労がたまっている状況でございます。少しでも負担を軽減したいという形でいろいろなことを考えております。

会費の減免でございますが、先ほどの登会自粛の要請の実行性を高めるために、登会日数に応じて段階的に会費を減額する措置をとっております。4月10日以降で5月6日まで登会期間の半分をお休みされた場合は会費が半額、その期間で5日以内の登会で、後はご家庭で見守りいただいた場合は、5分の1の徴収、

5,000 円のところを 1,000 円というかたちで、そういう会費減免の制度を設けまして、家で見守ることが可能な場合は、できる限り登会を自粛してもらいたいという通知をしております。

指導員の軽減負担のための人的支援ということで、当初は週 2 日の登校日を設けて給食の提供もして、そこで指導員の負担を少しでも軽減するという考えておりましたが、緊急事態宣言が発出されて中止になりました。それに対しまして教員も含めた学校の関係者、学校給食センターの調理の補助員、指導課、教育センターの元学校管理職職員、指導課指導主事も含めまして、人的支援として、毎日 40 名から 50 名程度の人数を各児童会に応援に行ってくださいまして、少しでもストレスの負担を軽減させたいというところで取り組んでおります。特に雨天の場合等で、グラウンドで遊べないという状況もございますので、学校の図書館・体育館は従前からお借りをしておりますが、隣接する教室やランチルーム等の場所も学校のほうでご理解をいただきまして提供していただいておりますので、そういうところの活用も含めて、できるだけ密接・密集を避けるような取り組みを進めております。

報告は以上でございます。

大湾室長 新型コロナウイルス感染症につきましては、随時状況も変わっておりますのでぜひまたご報告させていただきます。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。それでは報告事項 1「新型コロナウイルス感染症に関する状況について」を終わります。

次に、報告事項 2「令和 2 年第 1 回議会（定例会）一般質問及び答弁の要旨について」を議題といたします。

本件につきましては、時間の都合上、説明は省略させていただきます。質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。それでは報告事項2「令和2年第1回議会（定例会）一般質問及び答弁の要旨について」を終わります。

次に報告事項3「令和2年度教育委員会主要事業について」を議題といたします。なお、質疑につきましては、各所管部から説明がすべて終わった後に一括でお願いしたいと思います。また、主要事業につきましては、総合教育会議の中でも説明した内容と重複しているものもありますので、説明する所管部の方からは要点、主要な点の説明をお願いいたします。

では、各部各課から説明をお願いします。

和久田室長 まなび舎整備課の主要事項についてご説明いたします。

1点目、星田小学校他防火設備改修工事でございます。これまでの法定点検にて不具合のある防火扉及び防火シャッターの改修工事になります。星田・郡津・岩船・倉治・妙見坂・長宝寺・藤が尾・私市小学校の8校です。

2点目、第二中学校の防火設備改修工事でございます。先ほどの小学校と同じく不具合が見られたものについての改修工事でございます。第二・第三・第四中学校が対象校でございます。

3点目、小学校空調機器更新工事でございます。旭小保健室・私市小保健室及びコンピューター室の老朽化による機器の工事でございます。

4点目、交野市立星田小学校他電気設備調査委託業務でございます。高圧受変電設備の更新にあたり調査と改修工事に必要な資料を作成するものでございます。星田・郡津・岩船・倉治・妙見坂・藤が尾・私市・第三中・第四中の9校が対象となっております。

す。

5点目、教育ICT環境整備事業でございます。各小学校10校のコンピューター室に、今後整備予定の1年生から3年生までのタブレット充電保管庫の設置工事を行うものでございます。

6点目、第一中学校区魅力ある学校づくり事業基本設計等委託業務でございます。これは施設一体型小中一貫校の整備に伴い、基本設計を行うもので併せて長宝寺小学校の仮設校舎の基本設計と、また地質調査等の基本調査を併せて行うものでございます。

続いて、学務保健課の主要事業についてご説明させていただきます。

1点目、小中一貫教育に伴う備品の整備でございます。各中学校にミーティングデスクを設置し、ICT化に伴う教員のパソコン操作に活用できる教卓を第一中学校へ設置するものでございます。

2点目、登下校見守りサービスでございます。これにつきましては昨年度に、運用しております通学路の安心・安全を確保するために、登下校見守りサービスを引き続き運用するものでございます。

3点目、就学援助の充実でございます。経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対する支援の充実として、新入学学用品費の増額、卒業アルバム代の助成を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

足立部長

続いて、指導課でございます。

1点目、交野市小中一貫教育事業についてでございます。こちらは中学校のフォロー支援員ですとか、学びあい補助員、プログラミング教育を推進するためのプログラミングアドバイザー、ロボット教材の委託契約、ペッパーのリース料等に対するものでございます。

中学校のフォロー支援員というのは、小中一貫教育を本格実施

する中での中学校の教員が小学校で授業をする際にその間の中学校の授業を補うため、週 8 時間勤務で各中学校に配置するものでございます。

学びあい補助員というのは、小学校・中学校に配置いたしまして、交野市の三本の柱の一つである、言語活用力向上のため、学校図書館を活用した授業づくりの支援を行うというものでございます。

2 点目、グローバルコミュニケーション能力向上支援事業でございます。こちらは昨年度同様、英検 IBA の中学生の取組みや、1 月 31 日に開催いたします英語プレゼンテーション大会や、外国語教育研修に係る予算になっております。英語力や自分の考えを伝える力、相手を理解する力などを統合したグローバル・コミュニケーション・スキルを向上させるための取組みを支援するものでございます。

3 点目、小・中学校学力充実支援事業についてでございます。こちらは、学力向上や外国語教育に係る、他府県の先進校に現場の教員を派遣する予算とか、小学校の定期テストにかかる予算となっております。しかしながら今年度は、新型コロナウイルスの感染・拡大防止の観点から、視察の実施が困難であることが予想されますので、児童生徒の自学自習を支援するための、先ほど申し上げました、学習プリント配信そういったものの費用として、活用する方向で検討しております。

4 点目、子ども未来サポート事業についてでございます。こちらは、今年度 4 年目となりますが、予算の増額に伴いまして、今年度から中学校にも配置が可能となりました。引き続き放課後の「こころ」と「からだ」の居場所作りとして、サポーターを配置して、学校図書館の活用を支援してまいります。

5 点目、アウトリーチ型家庭支援事業についてでございます。

こちらは、子どもの貧困対策の一つとして、大阪府が実施しております子どもの貧困緊急対策事業の補助金の活用を見込んだ予算となっております。長期欠席や不登校児童生徒への対応及び

改善に向けて、家庭教育支援員を学校へ派遣するとか、不登校対策支援員及び、教育センター支援員を学校などに配置をして、訪問支援等を行うものでございます。指導課は以上です。

続きまして、まなび未来課でございます。

1点目、第一中学校区の施設一体型小中一貫校の開校準備についてでございます。令和7年4月までの開校をめざす施設一体型小中一貫校の開校、それに先立って行う、令和4年4月の交野小と長宝寺小の統合に向け、今年度開校準備委員会を立ち上げて、校名や校歌等の検討、あるいは通学安全や地域協働について地域・保護者・教職員が協議する場を設け行います。また、施設設備や、学校運営は学校と調整しながら行ってまいります。

2点目、学校規模の適正化についてでございます。こちらは学校規模適正化室が、平成28年度より取組んできた事業になります。現在、学校教育審議会に諮問をしております第三中学校区と第四中学校区の学校適正配置の方向性について検討を進めるにあたりまして、両校区にまたがる星田駅北地域の学校区を検討していくというものでございます。校区の決定を地域懇談会での意見集約も踏まえまして、第三中学校区と第四中学校区の適正配置の検討を進める予定としております。

3点目、未来の教育ICT環境整備（NEXT）推進事業についてでございます。「GIGAスクール構想の現実」に向けた児童生徒1人1台の端末の導入ですとか、LTE通信ネットワークを構築するための事業者選定、あるいは導入後の運用について準備を進めるというものでございます。

まなび未来課は以上でございます。

学校給食センター、こちらは、給食物資の購入費ということでございます。

説明は、以上でございます。

竹田部長

生涯学習推進部の主要事業でございます。

まず、社会教育課でございます。

1点目、交野市星田西体育館屋上防水改修等設計業務委託についてでございます。今年度設計、来年度工事施工の予定でございます。

2点目、交野市立総合体育施設屋上防水改修工事についてでございます。交野市公共施設11か年の改修・修繕計画に基づき事業を進めております。昨年度、設計を行いまして、今年度工事するという流れでございます。

3点目、交野市立総合体育施設の蓄電池の取替え工事についてでございます。耐用年数が経過しておりまして、点検の結果からも取替えが必要ということで予算を計上しております。

4点目、文化財保存活用地域計画作成事業についてでございます。本年度から国の補助金を活用しまして、3か年で計画を作成する予定でございます。初年度として市内文化財の悉皆調査を実施する予定でございます。予算につきましては、2,207,000円計上しておりましたが、先般国の内示がございまして、都道府県の総額が決まっておりますので、大阪府内でも希望するところが多かったと思いますが、内示額が1,301,400円という額で提示されましたので、この額で本年度調査を行ってまいらる予定でございます。

5点目、私部城跡保存事業についてでございます。昨年度に引き続きまして、土地開発公社から私部城跡として市指定文化財に指定した部分の土地の買戻しを行います。今年度の買い戻しで、一応、指定部分の土地がすべて市の土地になるという予定でございます。

続きまして、青少年育成課でございます。

1点目、私市児童会施設整備工事についてでございます。現在プレハブを建築中でございます。昨年10月に入札が不調になりまして、1月に再入札ということで年度をまたがる結果となりましたので、補助金の関係で年度ごとに工事の進捗に応じた支払いをしております。今年度は残りの部分、繰越分で記載の額を執行する予定でございます。一応5月末までの工事期間で、また規則

改正もご提案させていただきますが、6月からの使用という予定でございます。

最後に図書館でございます。

こちら公共施設の修繕計画に基づきまして、来年度倉治図書館の外壁の改修を行います。今年度はその設計の委託を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

北田教育長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

亥埜委員

防水改修工事には外壁塗装は入っていないんですか。防水工事だけですか。

竹田部長

防水に関しましては塗装は入っておりません。テントの部分の周り、後はドームの体育館とプールの間、辺りの防水というところで予定をしております。星田西体育施設につきましては、これから設計をしていこうということですが、周りの塗装は入っていないと聞いております。

亥埜委員

星の里いわふねもこの間していましたが、あれだけの足場を組んで外壁塗装しないのがね。足場代だけでも結構な金額なので、一緒にしたほうが予算もね。別でするとなるとまた足場代があるのでもったいないことをするなあとという気がします。もったいない工事はできるだけやめてほしいです。税金の無駄遣いにならないようにできるだけ一緒にしたほうがいいです。

北田教育長

以前の総合教育会議で委員の皆さんがおっしゃっていただいた防火設備でありますとか ICT の整備とか、文化財の保存活用等、それぞれ予算のほうも付けていただけたかと思えます。また全体的に見ても小中一貫校の整備やタブレットの整備とか多額の予算がいるんですが、それも配慮してもらっているのかとは感

じます。

他に質疑はございませんか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑なしと認めます。それでは報告事項3「令和2年度教育委員会主要事業について」を終わります。

次に報告事項4「小・中学校学級数及び教職員数について」を議題といたします。所管部から説明をお願いします。

大隅課長

市立小・中学校の学級数及び教職員数についてご説明申し上げます。

交野市立小中学校職員構成表と本日配布させていただきました参考資料をご覧ください

まず、「学級数」・「定数」につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、通称、義務標準法に基づき、学級数と学級規模に応じた校長・教頭も含めた教員定数が定められております。

学級数については、小学校1年生は1クラス35人、小学校2年から中学校3年生は1クラス40人ということで学級数を算出しております。

一番左の学級数の欄は、左側が通常の学級数、右側が支援学級数となっております。

次に、「加配」の欄について、ご説明いたします。

本日、配布いたしました参考資料もご覧いただければと思います。

小学校の【改善等】の欄には、資料の一番左に記載しているような加配を記入しております。まず、少人数・習熟度別指導につきましては原則、小学校では3年生から6年生まで、本市では、算数を担当する加配を配置しています。交野小学校と藤が尾小学校以外の8つの小学校に定数配置されています。

また、授業改善の推進に係る加配といたしまして、藤が尾小学校に1名配置しております。すべての教員の授業に関わり、学校全体の授業改善を推進するという目的を持っております。

続きまして、専科指導員の加配といたしましては交野小学校に新規に配置をいたしました。得意分野を活かした専科指導の実施することとし、今年度は音楽で実施いたします。

確かな学びを育む学校づくり推進事業加配につきましては、交小、郡小、旭小、に配置をいたしました。こちらは市全体の学力課題の解決を目的とした加配で、実施校での研究システムに取り組むとともに、市内全域での普及を目的とするものです。

続きまして、小学校外国語専科指導につきましては、交小、星小、倉小に配置をいたしました。小学校における質の高い外国語活動、外国語の授業を実現することを目的としており、英語の免許を持った教員を配置いたしました。また、学園内の他の小学校とも兼務しております。

続きまして、児童生徒指導加配については、郡小に新規で入っております。学級、学年、校務分掌間の円滑な連携と、学校全体の指導体制の確立・充実することを目的としております。家庭、地域や警察等の関係機関と連携し、学校の持つ教育機能の総合的な向上を図ることを目的としております。

「初任等」という欄には、初任者加配教員並びに通級学級指導担当を記載しております。初任者加配につきましては、新規採用の教員6名につき1名の割合で指導教員として指導にあたる担当の教員を配置しております。基本的に授業を持たずに初任者の指導にあたっております。今年度は、小学校は郡小・私小、中学校では第三中学校に1名配置しております。

同じ段には通級指導教室担当の加配の記載をしております。通常の学級に在籍している障がいのある児童・生徒が通級をすることでその指導を受けるというものであります。郡小に新規で1名配置いたしました。配置校以外でも市内全小中学校の児童・生徒が対象となります。配置校は小学校は交小、郡小、旭小、中学校

は第二中、第三中です。

続きまして、「35人学級」の欄について、大阪府は府の単独措置として、小学校2年生についても35人で学級編制を行っています。そのために措置された教員にあたります。市費の任期付き小学校講師の数は欄外に記載しております。

「計」の欄については、「定数」と「加配」を合わせた数となります。それ以外にも学校には「養護教諭」「事務職員」「栄養教諭」がおり、その数を加えたものが「総計」になります。

栄養教諭につきましては、児童・生徒の食の指導への対応を行うための加配が今年度もつきましたので、交野小学校に指導栄養教諭を1名配置しております。

続きまして、中学校の表の【改善等】の欄には、少人数・習熟度別指導として、第一中学校には、国語・数学・英語で3名教員を、第二・第三・第四中学校は、数学・英語のそれぞれに加配教員を1名ずつ計2名配置しています。

続きまして、確かな学びを育む学校づくり推進事業につきましては、目的は先ほどの小学校と同じです。中学校は第二中学校に新規に配置いたしました。

続きまして、小中連携教科指導につきましては、第一中学校では理科を、第三中学校では国語の教科においては、小学校で担当の配置教員が授業をすること、並びに小中連携を推進するということで、加配が1名ずつ付いております。

続きまして、学校図書館を充実・活用するためのモデル校の加配といたしまして第一中学校に1名、言語能力の育成のため、学校全体で読書活動、学校図書館を活用した授業づくりを進めるとのこと。各教科等の学習における学校図書館を活用した授業づくりの学校全体のコーディネーターとして配置をしております。

中学校英語コーディネーターとして、第四中学校に継続で1名、質の高い外国語活動・外国語授業を進めること、またそれを地域全体に公開し、他の教員への助言をすることを目的として配置しております。

また、小学校と同じように【初任等】の欄では、通級学級担当といたしまして、第二中学校、第三中学校に1名ずつ。児童・生徒加配につきましては、中学校の欄とは別に、小学校と同じ目的で「こども支援コーディネーター」1名を第三中学校に配置しております。

【事務】欄について中学校では、第一中学校は、「きめ細かな学習指導や教育の情報化の支援等のための事務部門の強化対応」として、加配1名を計上しております。第二中学校は、学級数が21を超えたので、2名体制となっております。

事務職員が兼務発令を受け、共同実施の事務職員として連携校との情報の共有化や教職員の事務処理軽減、並びにきめ細かな学習指導の支援について、調査・研究を行っております。共同実施校といたしまして、第一中学校に1名配置をしております。

以上でございます。

北田教育長

言葉的には難しい加配もあるんですが、児童生徒数が減る中、子どもたちによりきめ細かな指導というのは難しい中ですので、こういうかたちで加配を府の方からたくさんもらって各学校の方に配置しているというところで、教育委員会のみなさんも努力されているということはよくわかったかと思います。

それでは、説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

尾崎教育長職務代理人

一つは、小中連携教科指導で、第三中においては先ほど国語とおっしゃいましたが別紙の資料では体育になっていきますのでどちらですか。

大隅課長

体育です。

尾崎教育長職務代理人

分かりました。

もう一点質問ですが、市費の任期付講師を配置していただいて

いる学校が三校（交野小・郡津小・倉治小）あるかと思いますが、もし分かれば何年生がそれに該当するのか教えてください。いま分からなければ後でも結構です。

大隅課長

後ほどお伝えいたします。

北田教育長

他に質疑はございませんか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑なしと認めます。それでは報告事項4「小・中学校学級数及び教職員数について」を終わります。

続きまして、議案第21号「交野市立青年の家条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第22号「交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第23号「交野市星田西体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について」及び、議案第24号「交野市立総合体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」の4件を、関連する議案であることから、一括して議題といたします。所管課より説明をお願いします。

福田課長

各議案に関する説明をさせていただきます。

議案書ならびに参考資料、社会教育課所管の4施設に係る規則改正の概要をご覧ください。

今回対象となる施設につきましては4施設ございますが、改正の内容そのものがほぼ同一のものであるということから、一括してご説明させていただきます。改正内容につきましては6つのポイントがございます。

1点目、利用許可証の発行というところで、現在施設を利用させていただく際には、手続きとしまして申請書を提出いただき許可書を発行するという形でございます。ただし規則には提出のみが

規定されておりました、許可書の発行については規定されておられませんので、その辺りの整合性を図るために今回規則に付け加えたものでございます。

2点目、利用料金にかかる端数処理の文言整理でございます。

こちらにつきましては、この参考資料にもございますとおり、減免に関しては四捨五入をして、規定内容に関しては3分の1となっております。また、交野市立総合体育施設の延長料金につきましては切り捨てとして、4分の1の相当額として表記しております。

参考資料裏面をご覧ください。交野市立総合体育施設の管理運営に関する規則第4条別表備考7につきましては、例えば延長料金といたしまして、12時から13時の間でございますと、13時から15時までの6,100円の4分の1の相当額を支払っていただくかたちになります。ちなみに13時から15時は6,100円となっておりますことから、これまで4分の1の額を割って1,525円、そして切り捨ての額となりますので、1,500円をお支払いいただくかたちになりますが、当然、切り捨てをしている関係上、相当額という表記をしております。一方で、交野市青年の家条例施行規則第5条につきましては減免規定を設けておまして、市又は教育委員会が主催する事業に利用する場合につきましては、3分の1の減免が適用されます。例えば、多目的ホール利用の際は、これを13時から16時まで利用する際には、4,000円かかってまいりますが、減免規定を適用しますと、3分の2の額が利用料となります。この計算上、4,000円の3分の2は2,667円それを四捨五入しまして2,700円となりますが、規定上3分の1と規定していたことから、当然こちらも相当額として表記すべきというところで、今回、改正をさせていただいたところでございます。

3点目、減免と利用者別の倍率の併用の見直しでございます。

裏面をご覧ください。

先ほども申しましたが、各施行規則の中に減免規定が設けられ

ております。交野市青年の家条例施行規則第5条に、市又は教育委員会が主催する事業に利用する場合、あるいは、体育及び文化活動の振興及び生涯学習の推進に寄与している団体で教育委員会が認める団体が利用する場合も3分の1の減免が適用されます。

一方で市内の小・中学生が利用する場合には、利用料が0.5倍となっております。先ほどと同じような形で多目的ホールを例にとりますと、例えば、13時から16時まで利用する際には4,000円かかるわけですが、減免規定を活用する際には先ほどの計算どおり2,700円という形になります。一方で、市内小・中学生が多目的ホールを13時から16時まで利用する場合4,000円の0.5倍の2,000円という形になります。大変レアなケースとなりますが、1と2を交換した形で体育及び文化活動の振興及び生涯学習の推進に寄与している団体で、教育委員会が認める団体で、かつ小・中学生で構成される団体が利用する際につきましては4,000円の0.5倍、さらに3分の1の減免が適用されまして1,300円で利用できる形となります。近隣各市に確認しますと、確かにこういった規定はされておりますが、多条適用をしている市はございませんで、本市におきましても減額率が高い方で優先的に利用させていただきまして、見直しをさせていただきたいと考えております

4点目、遵守事項の見直しでございます。各施設につきましては、施行規則の中で禁止事項が定められております。その中にはばらつきがございますので、総合体育施設の禁止事項をベースにしながらそれぞれ不足しているものにつきまして、統一的内容に改めるものでございます。

5点目、施設の附属設備使用に係る利用額の規定でございます。

現在、各施設の附属設備につきましては要綱で定められている状況でございます。今回の規則改正にあたりまして市の総務課に相談をさせていただいたところ、利用料にかかる部分については条例又は規則で定めるべきだのご意見をいただきましたので、併

せて今回要綱で定められている利用額について規則のほうに差し替えるものでございます。

6点目、利用時間枠の見直しでございます。これにつきましては、星田西体育施設の利用者からお声をいただいたものでございます。現状、星田西体育施設につきましては、4時間区分で利用区分が区切られております。利用者の方からはバトミントンを4時間もするのはしんどい、できれば他の施設と同様、2時間区分にさせていただきたいというご要望がございまして、4時間区分を、今回13時から15時、15時から17時と夜間は17時30分から19時30分、19時30分から21時30分と区分分けをさせていただいたところでございます。

今回規則改正に至ったものにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、利用者からの声を反映させていただくものでございます。一定、昨年度各団体等との調整も踏まえ、今回の改正に至ったものでございまして、この時期に調整させていただくことになりましたことを併せてご報告させていただきます。

以上です。

北田教育長

説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。全体をとおしまして、各施設の運営に関する規則を直したというかたちになりますので、いかがでしょうか。質疑はございませんか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。まず、議案第21号「交野市立青年の家条例施行規則の一部を改正する規則について」、原案のとおりで議決することにご異議ありませんか。

各委員

北田教育長

異議なし。

異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議

決されました。

続きまして、議案第 22 号「交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、原案のとおり議決することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

北田教育長

異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議決されました。

続きまして、議案第 23 号「交野市星田西体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について」、原案のとおりで議決することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

北田教育長

異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議決されました。

続きまして、議案第 24 号「交野市立総合体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」、原案のとおりで議決することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

北田教育長

異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第 25 号「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

木村課長

議案第 25 号「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」、委員会の承認を求めるものです。

条例の改正箇所につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、併せてご参照をお願いします。

今回の条例の一部改正は、令和2年4月1日付けで、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の省令が一部改正されたことに伴い、本市においても児童福祉法の規定に基づき、交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を受け、設備及び運営に関する基準の改正を行うことで、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなるものでございます。

このことにより、本市においても交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項に規定する、放課後児童支援員の資格要件に、「中核市の長が行う研修を修了した者」を加えるため改正するものでございます。

よろしくご審議賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

北田教育長

説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第25号「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」を、原案のとおりで議決することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

北田教育長

異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議決されました。

続きまして、議案第 26 号「交野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

木村課長

議案第 26 号「交野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について」、委員会の議決を求めるものです。

規則の改正箇所につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、併せてご参照をお願いします。

ご審議をいただく規則の一部改正は、私市児童会の入会者増加に伴い、待機児童数0を継続するため、現私市児童会がある私市小学校の校舎横にプレハブの新築工事を行っており、完了予定が令和2年5月31日であり、完了後受け入れ準備が整い次第、速やかに受入れを行うことから、新たに定員を設けるものです。

改正内容につきましては、現状の交野市放課後児童会条例施行規則第9条別表第1に定める定員を次のとおり改めます。

私市児童会の定員を40名から、80名へ改め、一時定員の40名を廃止し、計80名の受入れとするものでございます。

次に、私市児童会分室を新設し、定員40名の受入れとするものでございます。

また、議決後は、施行日を令和2年6月1日とするものです。

よろしくご審議賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

北田教育長

説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第26号「交野市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について」を、原案のとおりで議決することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

北田教育長

異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議決されました。

続きまして、議案第27号「交野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

寺本所長

はい。議案第27号交野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

議案第27号における改正する内容につきましては、2点改正がございます。

1点目、2点目の改正する内容につきまして、このページの交野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）及び、次のページの新旧対照表を、ご覧いただけますでしょうか。

まず、1点目でございますが、交野市立学校給食センター条例施行規則第2条1項の第2号「学校給食費補助に関すること」の箇所を削り、「学校給食費に関すること」に改めるものでございます。

理由といたしましては、学校給食費の公会計化に伴い、米飯拡充の市の補助金が無くなったことによるものでございます。

次に、2点目につきましては、同じく、第2条第3号「交野市立学校給食運営委員会に関すること」を削り、「学校給食の献立、食材の調達に関すること」に改めるものでございます。

理由といたしましては、公会計化に伴い交野市学校給食運営委員会が解散となり、学校給食の献立作成、食材の調達の物資選定等につきましては、運営委員会から市が直接行うことになるためでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、委員の皆様のご審議、賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

北田教育長

説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第 27 号「交野市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、原案のとおり議決することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

北田教育長

異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議決されました。

続きまして、議案第 28 号「交野市学校教育審議会委員及び臨時委員の任命について」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

大湾室長

交野市学校教育審議会委員及び臨時委員の任命について、ご説明いたします。

現在、学校教育審議会におきましては、三中・四中校区の適正配置について 15 名の委員でご検討いただいております。15 名の内訳といたしましては、一般市民、市立学校長、市立学校教職員、市立学校 PTA 会員、学識経験の有する者とな

ってございます。

市立学校長の枠から、新たに大塚校長に就任いただくものでございます。また、市立学校教職員の枠から星田小学校の野地岡教頭に就任していただきたいと考えております。この2名につきましては4月の人事異動によるものでございます。

続きまして、臨時委員2名についてですが、学校教育審議会設置条例におきまして、審議会は臨時委員若干名を置くことができるとされておりまして、教育委員会が必要と認めた特別な事項について審議するものとされておりまして、今回、学校教育審議会では三中四中校区の適正配置を議論いたしてございまして、まずは星田駅北地域の校区、それに引き続きまして三中・四中校区適正配置の議論をしていくこととなっております。従いまして、三中・四中校区の意見をより反映するために三中・四中校区からそれぞれ各一名の区長に委員として就任いただきたいと考えております。

以上説明とさせていただきます。ご審議いただきましてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

北田教育長

説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第28号「交野市学校教育審議会委員及び臨時委員の任命について」、原案のとおり議決することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

北田教育長

異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり議

決されました。

以上をもちまして、第6回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

委員
